

ひのほら 議会だより

2

2024.2.1
No.176

議会みえる化委員会～ひらかれた議会をめざして～



秋川流域正副議長会で開催された
講習会に参加しました！

普通救命講習会

目 Contents 次

- P.2 | 令和5年第4回定例会
- P.8 | 議案と議決結果
- P.9 | 一般質問 7人10問
- P.14 | 各委員会報告

令和5年 第4回定例会

11月28日～12月8日の11日間開催し、村長提出案件24件が、審議の結果、すべて原案どおり承認、可決されました。

条例

議案第 57 号

檜原村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(説明) 東京都人事委員会勧告に基づき、給料表の改正及び勤勉手当支給率に関する改正をするものです。

賛成討論 松岡賢二議員

賛成の立場で討論する。この議案は国の人事院の動きや都の人事委員会の勧告を受けて、村の一般職員の給与を上げるものである。コロナ禍の後遺症や海外の戦争、円安、原油高等から収入が減少し、社会保障費の増大や物価の高騰による支出の増加で苦しい思いをされる村民が多い中で批判もあるかもしれない。しかし、職員の人材確保、物価高騰に直面する住民の一人でもある職員の生活保障、更には職員に地域でお金を使って貰い、地域の経済を回すという観点、そして職員の日々の尽力に報いる意味でも必要な事と考えるので賛成する。

議案第 58 号

檜原村特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(説明) 特別職員の期末手当支給率に関する改正をするものです。

反対討論 松岡賢二議員

反対の立場で討論する。この議案は村の特別職員の給与を上げるものだが、その対象は村長、副村長、教育長に限られる。村長、副村長、

教育長は日々、村のために尽力頂いていると存じているし、人材確保や、地域経済への貢献という観点から一概に否定できるものではない。一方、もともと全国の町村と比較しても決して少ない給与は支給されているので、収入の減少や支出の増加で生活苦に直面する村民が多い中、村民の理解を得られるかと考えると、賛成は難しい。

議案第 59 号

檜原村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(説明) 議会議員の期末手当の支給率に関する改正をするものです。

反対討論 嶋崎佐有理議員

5月に議員が新しいメンバーとなり、新村政に向けて任意の委員会である「議会みえる化委員会」も立ち上がった。よりよい議会運営を目指して議論を交わしているところであり、その中では新たな取組についても話し合っている。一般論ではあるが、新たな取組は先立つものが必要であると言われる。つまりは予算である。そのような新たな動きのある状況下でのこのような改正は、危ういのではないかと考える。

反対討論 松岡賢二議員

反対の立場で討論する。そもそも、檜原村の議員の毎月の報酬は26万1000円、6月・12月の期末手当は毎月の報酬の1.7か月分ずつで、毎月の報酬と2回の期末手当を合わせると、私達議員は年間400万円近くを受け取っている。

この金額は全国の町村議員報酬の平均月額約21万5000円と比較しても高い金額である（令和元年全国町村議会議長会調査）。しかもこれは人口が万単位の町も合わせた平均額なので、人口2000人の村の議員としては決して安くない報酬を頂いている。物価の高騰や原油価格の上昇は村の事業者や村民に大きな影響を与えている。現役世代は社会保障費の増加で苦しみ、高齢者もまた、年金だけでは生活が成り立たないと働き続ける中、私達議員が十分な議論も無しに自分達の報酬を上げる議案を通して村民の理解を得られるか疑問に思うので反対する。

議案第62号

檜原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
（説明）児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、安全計画策定等・自動車を運行する場合の所在の確認・業務継続計画の策定等を追加するものです。

議案第63号

檜原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
（説明）児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、安全計画策定等・自動車を運行する場合の所在の確認・業務継続計画の策定等を追加するものです。

議案第64号

檜原村営住宅条例の一部を改正する条例
（説明）村営第2小岩住宅の用途廃止に伴い各項目を削除するものです。

議案第65号

檜原村公営住宅条例の一部を改正する条例
（説明）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正で、接近禁止命令等の用語が定義されたことに伴い、規定を引用している部分の改正及び数馬住宅の戸数を現状に合わせるものです。

議案第66号

檜原村空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例
（説明）空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う条ずれと、協議会の委員に新たに「村長」を追加し、法定協議会として位置付けるためのものです。

議案第67号

檜原村企（起）業誘致促進条例の一部を改正する条例
（説明）用語の定義を明確化し、起業の対象を細分化するものです。

議案第68号

檜原森のおもちゃ美術館条例の一部を改正する条例
（説明）運営の効率化と公平性を図るため、使用料の区分において村外のシニア区分を廃止し、大人区分に統合するものです。

議案第69号

檜原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（説明）出産する予定又は出産した被保険者の産前産後期間における保険税の減額の規定を設けるものです。

人 事

議案第 60 号

檜原村固定資産評価審査委員会委員の選任について

(説明) 現委員の任期満了に伴い、新たに下記の委員を選任するものです。

住所 檜原村 5159 番地

氏名 大久保 健治

議案第 61 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

(説明) 現委員の任期満了に伴い、新たに下記の委員を推薦するものです。

住所 檜原村 2893 番地 1

氏名 小林 泰代

指 定 管 理

議案第 70 号

檜原村ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第 71 号

檜原村福祉作業所の指定管理者の指定について

議案第 72 号

檜原村児童館の指定管理者の指定について

議案第 73 号

檜原村高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

(説明) 議案第 70 号～議案第 73 号の指定管理者の管理期間満了に伴う指定を行うものです。指定管理者となる団体は、下記のとおりです。

名 称 社会福祉法人

檜原村社会福祉協議会

所在地 檜原村 2717 番地

期 間 令和 6 年 4 月 1 日～

令和 11 年 3 月 31 日

議案第 74 号

檜原村地域交流センターの指定管理者の指定について

(説明) 管理期間満了に伴う指定管理者の指定をするものです。

指定管理者となる団体は、下記のとおりです。

名 称 一般社団法人

檜原村観光協会

所在地 檜原村 403 番地

期 間 令和 6 年 4 月 1 日～

令和 11 年 3 月 31 日

補 正 予 算

議案第 75 号

令和 5 年度檜原村一般会計補正予算(第 4 次)

(説明) 補正額 2,969 万 1 千円を増額し、総額を 38 億 844 万 5 千円とするものです。

議案第 76 号

令和 5 年度檜原村国民健康保険特別会計補正予算

事業勘定 (第 2 次)

診療施設勘定 (第 3 次)

(説明) 事業勘定 補正額 266 万 3 千円を増額し、総額を 3 億 8 千 114 万 6 千円とするものです。

診療施設勘定 補正額 35 万 8 千円を増額し、総額を 2 億 893 万 8 千円とするものです。

議案第 77 号

令和 5 年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計補正予算 (第 2 次)

(説明) 予算科目間の金額調整のみ行い、総額の変更はありません。

議案第 78 号

令和 5 年度檜原村介護保険特別会計補正予算 (第 2 次)

(説明) 補正額 50 万 8 千円を増額し、総額を 4 億 6 千 146 万 7 千円とするものです。

議案第 79 号

令和 5 年度檜原村簡易水道事業会計補正予算 (第 2 次)

(説明) 補正額 425 万 5 千円を増額するものです。

議案第 80 号

令和 5 年度檜原村下水道事業会計補正予算 (第 2 次)

(説明) 補正額 14 万 6 千円を増額するものです。

議員提出議案

第 3 号

檜原村議会の非核・平和都市宣言に関する決議

(説明) 未来永劫に渡り檜原村が安全で安心して暮らせる村であり続けるため、世界の恒久平和と核兵器のない世界となることを願い宣言するものです。決議された宣言文は、16 頁に掲載しております。

賛成討論 松岡賢二議員

賛成の立場で討論する。奇しくも今日は 12 月 8 日。日本が先の大戦に加わった真珠湾攻撃からちょうど 82 年、そして、先の大戦が終結してから 80 年近くが経とうとしています。この間も、そして現在もウクライナやパレスチナ等、世界各地で悲惨な戦争、紛争が繰り返されています。幸いにも我が国は先の大戦以来、戦火を免れています。この平和を持続させるためには国民一人一人の「二度と悲劇を繰り返さない」という決意が必要です。そうした決意の表れとして、この決議を採択すべきと考えます。

議会を傍聴しませんか

傍聴される方は、議会事務局入口で「議会傍聴届」に必要事項を記入していただいた後、「議会傍聴券」をお持ちになり議場へ入場してください。

お問い合わせは議会事務局へ

電話 598-1128



陳 情

第 9 号

「ガソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止・見直しを求める意見書」を国に送付することを求める陳情

付託先 総務委員会（委員長 田中惣一、副委員長 中村賢次、山崎源重）

審査日 令和5年12月4日

審査結果 不採択

議決結果

12月8日の本会議において、不採択と決定しました。

審査報告 総務委員長 田中惣一

本陳情の趣旨は「ガソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止・見直しを求める意見書を国に提出してください。」とする内容であります。

審査の結果、不採択とする意見として、

・「トリガー条項の発動については自由民主党、公明党、国民民主党がこの条項の凍結解除をめぐる調整に着手したというマスコミの報道がされております。また、ガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止、見直しについて私たち消費者の立場からすると物価が下がりありがたいと考えるが、日本は早いスピードで高齢化が進んで社会保障の費用は増え続けている。現在の社会保障制度を次世代に引き継ぐために、消費税は国民にとっては公平で必要かつ安定的な財源であること、また全般に渡っての抜本的な税制改正も必要になることなどからこの陳情は不採択とすべきと考えております。」

・「この問題は実務者レベルで、自由民主党、公明党と国民民主党の間で話し合いが始まっ

たと伺っており、政局含みで進んでいることと、陳情書の願意が消費税にも言及していることが気になっています。トリガー条項発動でガソリン、軽油が安くなる税金分は25.1円分で、発動されると都道府県、区市町村の税収が減ります。消費税についても廃止してしまえば地方の税収減につながると認識しています。ガソリン補助金は来年4月までとなっています。今のところトリガー条項の発動になるか三党による協議を見守りつつ、現状のガソリン補助金で良いと考えますので、今回の陳情書は不採択という結論に至りました。」

・「トリガー条項の発動が仮に1年間続いたとすると、国で1兆円程度、地方で5千億程度の税収減になると言われています。国の借金が1千100兆円を超えている段階で、これによってまた債務が増えるとなるとしたら減収分の財源はどうするのか。ただでさえ財源が不足しているので、財源も示されないまま、ただ廃止というのはいかがかなと考えます。

また、陳情書の陳情理由を普通に読むとまさしくその通りだと感じましたが、陳情理由の裏付けとなる根拠が示されておらず、文書が恣意的に感じられます。檜原村は冬寒く高齢者が多いので、トリガー条項が発動されても灯油と重油はこのトリガー条項の対象外となっていますので、その恩恵は車を持っている人に限られると感じます。檜原村にはもっと他の支援が必要と考え、不採択とすべきと考えます。」

などの陳情の趣旨に賛同できないとする意見がありました。挙手による採決の結果、挙手全員により「不採択とすべきもの」と決しました。

不採択とすべき討論 山寄源重議員

この問題は自由民主党、公明党、国民民主党で実務者レベルの話し合いが始まったと聞いている。

トリガー条項発動によるガソリン・軽油が安くなる税金分は25.1円で、多くは各都道府県や市区町村の税収になる。発動させると税収が減り、地方の税収減に繋がるということで昨年(2022年)、政府、与党内での慎重な意見が結論を見送らせたとされている。

また、陳情書の願意が「消費税」にも言及している点が気になった。

発動すれば、やはり地方の税収減に繋がる。今はガソリン補助金で急激な高騰を抑えている。この補助金も来年4月までとされており、トリガーの発動になるかどうか三党による「協議」を見守りつつ、現状では「ガソリン補助金」でいいと考える。

不採択とすべき討論 中村賢次議員

陳情第9号に反対の立場から討論する。

陳情第9号の要旨は、「ガソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油税への消費税課税停止・見直しを求める意見書」を国に送付することを求めるものである。

ガソリン1リットルにはガソリン税53.8円が課税されている。そのうちの上乗せ分25.1円がトリガー条項の発動で安くなるというものである。仮にトリガー条項の発動が1年間続けば、国で1兆円程度、地方で5千億円程度の税収減になるといわれている。今、国の借金は1千2百兆円を超えている。減収分の財源も示されないまま発動すれば、借金が増すだけである。ガソリン価格が安くなることは嬉しいが、その恩恵は車を持っている人に限られ不公平感がある。以上の理由から陳情第9号に反対する。

採択とすべき討論 嶋崎佐有理議員

トリガー条項のガソリンと軽油の減税が直接消費者に反映されることにより、平等にその恩恵を受けることができるというのは、現在講じられている燃料油価格激減緩和補助金にはないメリットだと考える。

ガソリンと軽油だけで車に乗らない人は恩恵を受けられないように感じるが、スーパーに並ぶ野菜やお肉はすべて車が運び、製品製造にもガソリンは使用されている。

そのように考えると、全国民が恩恵を受けられると考える。陳情者が求めるガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止についてはさらなる税収減を生むと考え、私は後ろ向きな考えになるが、その「見直しを要求する」ということに関しては賛成である。よって総括的に見て陳情者の願意に賛成する。

採択とすべき討論 松岡賢二議員

賛成の立場で討論する。反対の理由としては、国政の場で議論が始まった事、税収が減る事、財源がない事、灯油が対象とならない事等が挙げられているが、税収の減少や財源に関して言えば、そもそも我が国の税収はリーマンショック後の2009年度に40兆円を下回ったが、以降ほぼ右肩上がりが増え、昨年度も3年連続で過去最高額を更新し、70兆円を超えた。そして、政府が5兆円規模の所得税減税や給付金事業を行う事や、既にガソリン補助金として6.2兆円を費やしている事から、財源が無いとは言えないと思う。灯油が対象とならないという事も、灯油などへの補助を残す、新たな補助制度を作る等対応は可能である。そして、国会で議論されている今だからこそ、ガソリン価格の高騰に苦しむ檜原村民の声を国政に届け、国の議論を後押しするべきではないか。

令和5年第4回定例会で審議された議案と議決結果

議長 峰岸 茂 ○=賛成 ×=反対

区分	議席番号及び議員名	議案名	1	2	3	5	6	7	8	議決結果
			野村 雅巳	中村 賢次	田中 惣一	松岡 賢二	山崎 源重	青木 亮輔	嶋崎 佐有理	
条例	第57号	檜原村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第58号	檜原村特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	○	可決
	第59号	檜原村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	×	○	○	×	可決
	第62号	檜原村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第63号	檜原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第64号	檜原村営住宅条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第65号	檜原村公営住宅条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第66号	檜原村空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第67号	檜原村企（起）業誘致促進条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第68号	檜原森のおもちゃ美術館条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決
第69号	檜原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	可決	
人事	第60号	檜原村固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	承認
	第61号	檜原村人権擁護委員の候補者の推薦について	○	○	○	○	○	○	○	適任
指定管理	第70号	檜原村ふれあいセンターの指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第71号	檜原村福祉作業所の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第72号	檜原村児童館の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第73号	檜原村高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第74号	檜原村地域交流センターの指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	可決
補正予算	第75号	令和5年度檜原村一般会計補正予算（第4次）	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第76号	令和5年度檜原村国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2次、診療施設勘定第3次）	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第77号	令和5年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第2次）	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第78号	令和5年度檜原村介護保険特別会計補正予算（第2次）	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第79号	令和5年度檜原村簡易水道事業会計補正予算（第2次）	○	○	○	○	○	○	○	可決
	第80号	令和5年度檜原村下水道事業会計補正予算（第2次）	○	○	○	○	○	○	○	可決
陳情	第9号	「ガソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止・見直しを求める意見書」を国に送付することを求める陳情書	×	×	×	○	×	×	○	不採択
議員提出	第3号	檜原村議会の非核・平和都市宣言に関する決議	○	○	○	○	○	○	○	可決

登壇7人 村政を問う

12月議会の一般質問は11月28日に行われました。
内容は、要約して受付順に掲載しています。

嶋崎佐有理議員

檜原ジャガイモの
給食利用について

旬の時期に使用できるように
努力したい



質問 先日給食センターに伺った際、職員の皆さんが村の子どもたちに愛情を注ぎ、誇りを持って生き活きと働いておられる姿はとても嬉しかったが、一つ残念だったのがこの村の特産品であるジャガイモが、現在給食では使われていないということだ。そこで二点伺う。

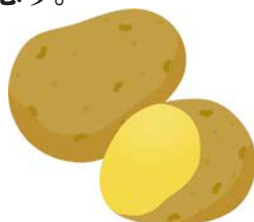
- ①檜原ジャガイモを給食に使うことはできないか。
- ②村の特産品の食育について。

教育長 ①平成21年から29年まで檜原ジャガイモを使用していた。しかし、当時も毎月約60キロ使用するうち約半分の30キロしか納品できず村外のものと合わせて使用していた。現在はブランド化が進行し価格が高く、生産も安定していないため使用していない。

②こんにゃく、豆腐は恒常的に使用。ヤマメ、舞茸使用時は献立表記載と給食喫食時に特産品紹介をしている。5年生は朝の食育学習で、地産地消の良さについて考えさせている。

質問 ①檜原ジャガイモを旬の時期に使用できないか。

教育課長 ①努力したいと思う。



嶋崎佐有理議員

ひらかれた村政について

住民対話集会のご意見は村広報等で
周知

質問 令和5年9月に行われた住民対話集会はひらかれた村政の第一歩だと思う。それが加速し確かなものになるよう、二点伺う。

- ①村民の声を村政にどう反映させていくか。
- ②ひらかれた村政を目指す姿勢を一過性ではなくゆるぎないものにするべく、自治基本条例を制定してはいかがか。

村長 ①ご意見は集計し村広報等で周知していく予定。少子高齢化対策や住宅建設などは検討し取り組めるものは来年度予算に反映させたい。

②住民対話集会、全体集会等を開催し、情報収集や調査研究をしていきたい。

質問 ①村民の声をどのような流れで住民サービスにつなげていくのか。

②自治基本条例は行政と住民の関係性やあり方を見直すもの。これを一から住民と一緒に作ることがひらかれた村政を後押しすると思う。前向きに検討願いたい。

企画財政課主幹 ①発言内容を分野別に取りまとめ、各課長に情報共有し副村長と協議し反映できるよう調整、周知している。

②村民の皆様の気運醸成も必要不可欠。時間をかけて検討する。

野村雅巳議員

檜原村独自の光熱水費
上昇対策について

村独自の商品券あるいは
デジタル商品券予算を来年度に
計上することを前向きに検討



質問 令和4年から様々なものの値段が上昇し、現在も物価上昇が続いている。これから冬に向けての時期は、檜原村の家庭は他市町村と比べて光熱水費の負担が多くなり、日常生活に深刻な影響を与える。檜原村として、村民全員へ光熱水費上昇対策として支援金などを支給できないか。

村長 村としては、事務的な申請手続及び支給期間の制約と、可能であれば村内の経済支援も兼ねて行いたいと考え、支援金の給付では必ずしも村内の経済的支援の循環につながるとはいえ、村民全員の支援金の支給については、現在は考えていない。

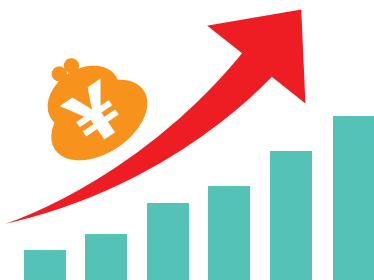
質問 光熱費対策として各家庭の家計が少しでも補われたと感じてもらうため、以前村が実施したデジタル商品券あるいは商品券としての支給ができないか。

企画財政課主幹 村独自の商品券あるいはデジタル商品券を、令和6年度予算計上に向け実施する方向で担当課と前向きに検討していく。

質問 新年度の早い時期に、スピード感を持って実施してもらいたい。

企画財政課主幹

スピード感を持って、令和6年度の早い時期に実施する方向で調整する。



山寄源重議員

檜原村の
人口減少について

取り組みの効果が出ている



質問 檜原村の人口減少をどのように考えているか。

村長 檜原村では様々な取組を行っており、一定程度の効果が出ている。その取組をさらに加速する。

質問 檜原村の様々な取組の内容とその効果を具体的に。

企画財政課主幹 子育て住宅の建設、乳幼児で出生祝金の支給、育児用品購入費や保育料の一部補助、小中学生では、入学祝金の支給、学校給食費の全額補助、医療費の自己負担助成、高校生は、就学に要する費用の一部を補助し、高校や大学への進学時の育英資金貸付事業を行っている。転入される移住予定者には、定住促進空き家活用事業として各種補助金制度の活用を行う。今年度は、東京都と協力し、移住者向けの檜原村暮らし体験ツアーの実施や、多摩島しょ移住定住フェアに参加するなど、ハード、ソフト両面から積極的な施策展開が必要である。

効果は、小中学生の児童生徒数が、平成30年度の小学校の児童数44名が令和5年度に60名、中学校の生徒数が19名から27名に増加している。転入も徐々に増加していると聞いている。



青木亮輔議員

檜原村の森林政策について

所有者不明山林を減らし、森林ビジョンについては協議を進めていく。



質問 ①檜原村の森林の在り方としてゾーニングなどを含めたランドデザインをつくるべきでは。

②今後檜原村の山林を生かすには、共有地や団地化する際に問題となっている所有者不明山林の解決が必要になってくるので、国の特例措置を使って積極的に対応すべきでは。

村長 ①経営林としての整備計画をさらに強化していく必要があると考えるので、森林整備計画の変更なども適宜行い、森林経営を主要としたさらなる林業振興を推進していきたい。

②村の将来を考えると大変重大な課題であるといえるので、慎重に取り入れながら所有者不明山林を少しでも減らしていくよう努めていく。

質問 東京の森林の将来展望を記した冊子「東京フォレストビジョン」を参考に、檜原村の森林産業の将来ビジョンを明確に示す、全村民のよりどころとなる檜原フォレストビジョンをつくってはいかがか。

産業環境課主幹 東京都のビジョンと整合性を図り、東京都、また村内の林業関係団体等と協議を進めていく。

東京フォレストビジョン
はこちら➡



青木亮輔議員

地域おこし協力隊について

村が課題として抱えている各事業継承の観点から、今後、関係機関と連携し、推進していきたい。

質問 今後、地域おこし協力隊の新規採用に当たり、檜原村内でも具体的な課題解決などに向け、課題に合わせた募集をしてはいかがか。

村長 具体的な課題に合わせた募集についても、村が課題として抱えている各事業継承の観点から、今後、関係機関と連携して、推進したい。

質問 「地域おこし協力隊の制度で後継者が見つけられたらすばらしいし、若い人にノウハウを教えて引き継いでいきたい」とおっしゃっている事業継承に課題のある福祉関連NPO法人の話もある。若い人であれば、福祉ということだけではなくて、さらに幅広い発想で柔軟に取り組むこともできるかもしれない。村内にある具体的な事業継承にピントを合わせて、地域おこし協力隊の採用を考えることはできないか。

企画財政課主幹 実際どのような業種・職種があるのかを内部で洗い出し、住居に課題もあるが検討する。

質問 住み込み可能な場合はいかがか。

企画財政課主幹 住み込みであれば、住居の課題も解決されるので、一石二鳥。前向きに検討していく。



中村賢次議員

“クマ”対策について

来年度より放任果樹伐採を
予算化



質問 現在の状況（クマの出没）について、村はどんな認識を持っているか。

村長 令和5年度は、これまで17件の目撃情報が寄せられている。檜原村はクマの生息地域でもあるので、人と野生動物が共存できる地域の確立を考えていく。

質問 東京都から、対策を含めた指導はあるか。

村長 クマを誘引する地域内の生ごみや放任果樹への対応、登山客への周知徹底とクマが出没した際の関係団体との連携強化と迅速な対応が示されている。

質問 村は住民に対して、具体的な安全対策（指導等）を講じているか。

村長 クマ目撃情報の防災行政無線及び防災メールでの発信。猟友会、警察と連携し警戒強化に努めている。

質問 小中学生の登下校時において、クマと遭遇した場合の指導を行っているか。

教育長 小学校では入学後に熊鈴の配付、下校時にはバス停まで安全管理員が見守りをしている。小中学校で、講師を招いてクマに遭遇した場合の対処法を指導していただくことを考えている。

質問 放任果樹への対応についての考えは。

産業環境課主幹 個人で伐採できない果樹については、村において伐採を実施。できれば来年度より予算化を図りたい。



田中惣一議員

「こども家庭センター」
の設置について

円滑な事業実施のため、3名
程度の人員配置を検討していく。



質問 令和4年の改正児童福祉法により、市町村においては全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関「こども家庭センター」の設立に努めることとなっており、村としても令和6年4月の施行に向け、準備を進めていることと思うが、以下について伺う。

①「こども家庭センター」の設置目的について。

②業務内容、支援内容について。

③組織の人員配置について。

村長 ①以前より一体的な相談支援等を実施してきたが、より切れ目のない支援を行っていくことができると考えている。

②相談支援等の取組に加え、支援をつなぐためのサポートプランの作成や民間団体と連携しながら地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化等を図ることが出来ると想定している。

③円滑な事業実施のために3名程度の人員配置を検討している。

質問 現在考えている人員配置の具体的な職種は。

福祉けんこう課長 現在在籍する保健師、事務職等の配置のほか、新たに心理士を配置したいと考えている。



松岡賢二議員

檜原村総合計画の
策定について

第5次の結果公表、第6次の
計画説明、策定に住民が関わる
仕組み作りについて検討する



質問 パブリックコメントで寄せられる意見
に対してどう向き合うか。

村長 誠意を持って対応する。

質問 計画に村長の公約や住民対話集会で出
された意見は盛り込めたか。

企画財政課主幹 自然と共生した快適な生活
基盤づくりとして、自然環境の保全に係る施
策について、従前の公害防止、循環型社会づ
くりに加え、小水力発電等の再生可能エネル
ギーの計画的導入を推進する旨追記し、また、
デマンドタクシー導入の検討や、空き家・森
林資源活用など、幅広い範囲で取り込めた。

質問 村長自らが住民に対して計画を説明し、
意見を聞く機会を設けてはいかがか。

村長 令和6年度以降に実施できるよう検
討する。

質問 第5次総合計画の振り返りの結果を、
村民に公開するべきだと考えるがいかがか。

村長 公開する考えで検討する。

質問 今後は総合計画などの策定に、より多
くの住民が関われる仕組みを作るべきと考
えるがいかがか。

村長 村民や議員の意見を伺いながら検
討する。

企画財政課主幹 次回の計画策定に向けた取
組として、今後、先進事例等を研究する。

松岡賢二議員

産廃問題への対応検証と再発
防止について

村は情報提供が遅かった。環境保全条例を
改正、その後も調査研究を続ける。

質問 建設計画への村の対応の検証の進捗は
いかがか。

村長 私自身で検証を行った。村の対応は住
民及び議会への情報提供が遅かったと言わざ
るを得ない。詳細が把握できていない、法律
に規定がないという理由で一般住民や議会へ
の報告、情報提供が行われず、何かを隠蔽し
ている様な印象を与え、住民との信頼関係を
悪くした。設置許可申請後も村は法律に基づ
く手続を優先する考えがあつて積極的な対応
を取らなかったが、今後同様な事例が起きた
場合は、住民との合意の下に積極的に対応し
たい。

質問 村を守る体制づくりの進捗はいかがか。

村長 環境保全条例の改正作業を進めてい
る。3月議会への提案を目指す。

産業環境課長 廃棄物処理施設は昨年策定さ
れた紛争予防条例で対応する。

質問 条例改正後も引き続き、村を守る体制
作りについて調査研究し、必要な策を講じるか。

産業環境課長 条例適用がゴールではなく、
今後も不断の注意を払いながら、住民の安全
安心な暮らしにつなげるため、必要に応じた
調査研究を引き続き行い、対応したい。



各委員会報告

産業建設委員会報告

産業建設委員会は12月5日に開催し、4件の所管事務調査を実施しました。

○サル動向調査用受信基地局購入費

村内に生息する猿の群れ4群のうちすでに3群にGPS首輪発信機を装着し、村内10ヶ所（写真は中里地区）に移動式小型基地局を設置し、猿の動きをリアルタイムに把握できる体制ができています。今後は4群すべての群れに首輪発信機を装着し、受信したデータと猿の実際の生息域があるか検証した上で、そのデータを村民が利用できるようにしていくそうです。



○村道第1号泉沢線石積補修工事

下元郷泉沢地区の法性寺付近の既設石積に大きな亀裂が入っていたため、法面に鉄筋を挿入して斜面を安定化させるロックボルト工を採用したそうです。斜面に10cmほどの穴を数メートル掘って鉄筋棒を入れ、隙間をセメントミルクで充填して強度を確保しているとのことでした。



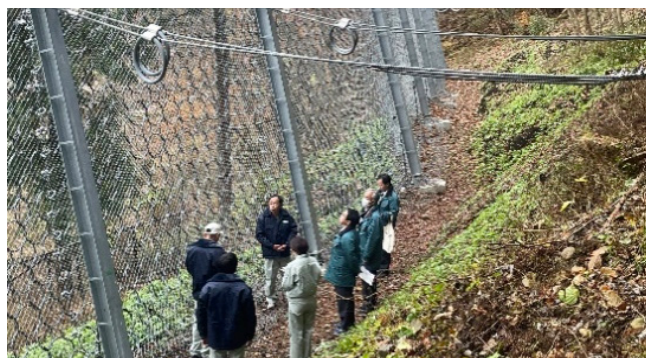
○立山林道開設工事

平成24年度に着工し、茅倉地区から泉沢地区に向かって年々進んでいます。今年度は茅倉地区と泉沢地区の間の尾根に差し掛かっており、66.3m延長する計画となっています。



○小沢地区急傾斜地崩壊防止工事

令和4年度から13年度に及ぶ東京都の事業で、桧原サナホーム、小沢コミュニティセンター、檜原森のおもちゃ美術館、人家9戸が保全対象となる総延長350mの計画です。柔構造物待受け工（インパクトバリア工）という落石や土砂を柔軟性のあるネットで受け止める仕組みになっています。東京都と費用負担協定を締結し、村の負担は5%となっています。



委員長 青木 亮輔

総務委員会報告

総務委員会は11月7日と12月4日に委員会を開催し、議員提出議案の審議及び1件の陳情審査を行いました。

詳細につきましては、6ページをご覧ください。

委員長 田中 惣一

3月議会のお知らせ (予定)

- | | | | |
|--------------------|----------|-------------------|----------|
| ・議会運営委員会 | 2月21日(水) | ・常任委員会 | 3月12日(火) |
| | | | 3月13日(水) |
| ・定例会初日
(村長所信表明) | 3月1日(金) | ・定例会2日目
(一般質問) | 3月18日(月) |
| ・予算特別委員会 | 3月7日(木) | ・定例会最終日 | 3月25日(月) |
| | 3月8日(金) | | |

※お詫びと 訂正について

令和5年11月号の「陳情報告」の中で、P7の不採択とすべき討論者の氏名と、P9の「令和5年第3回定例会で審議された議案と議決結果」の5番の議員名に誤りがありました。次のおりお詫びして訂正いたします。

P7 誤 松岡二議員 ⇒ 正 松岡賢二議員
P9 誤 松村賢二 ⇒ 正 松岡賢二

議会だよりに「声」をお寄せください

お気軽にご意見・ご要望をお聞かせください。お寄せいただいた意見は全議員に配付し、今後の議会運営の参考にさせていただきます。

お問い合わせは、議会だより編集委員会へ

TEL 598-1128
FAX 598-1009

Email:gikai@vill.hinohara.tokyo.jp

未来永劫に渡り檜原村が安全で安心して暮らせる村であり続けるため、世界の恒久平和と核兵器のない世界となることを願い提出された議員提出議案が、令和5年第4回定例会で採択されました。決議文は下記のとおりです。

檜原村議会の非核・平和都市宣言に関する決議

世界の恒久平和と核戦争の絶対的な阻止は、全人類が切実に念願するところである。

しかしながら、今なお世界の各地では戦争・紛争が続発しており、地球上には大量の核兵器が蓄積され、依然として核兵器保有国の拡大が続き、世界平和、人類共存に深刻な脅威を与えている。

我々日本国民は、人類最初の被爆国民として、二度と核兵器による惨禍と被爆の苦しみを繰り返さないこと、また、人と人が憎しみあい、人間の命を奪い地球環境をも破壊する戦争や紛争がいかに愚かで悲惨なものであるかを考え、全世界に訴えていかなければならない。

ロシアによるウクライナへの侵略、イスラエルとパレスチナの紛争が激化している現状を踏まえ、私たちは全世界すべての核兵器が廃絶されることを強く希求し、恒久平和を基本理念として未来永劫に継承するため「非核・平和都市」であることを宣言するとともに、檜原村が非核・平和都市宣言をすることを切望する。

以上、決議する。

令和5年12月8日

東京都西多摩郡檜原村議会

編集後記

令和6年が始まりました。今年は檜原村にとって明治22年（西暦1889年）の村政施行から135年の区切りの年となります。この区切りの年の初めに、祖父・田中進が編纂専門委員長を務めていた「檜原村史」を改めて読み直しました。村政施行当時は東京都も東京府と呼ばれていた時代で、檜原村を含む西多摩郡も神奈川県に属していました。村政においては明治・大正・昭和と続く中で、村長の不在期間があったり、分村問題があったりと、先人の方々がその場面場面において、解決に向け行動し、決断してこられたそのご苦勞に思いを馳せました。檜原村をこれまで繋いでくれた先人の方々に改めて感謝をしつつ、後世

につないでく役割を、今、我々が担っているんだという自覚と責任を年の初めに強く感じた次第です。今年も1年間よろしくお願いたします。
(田中)

委員長 嶋崎佐有理
副委員長 松岡 賢二
委員 田中 惣一
” 青木 亮輔

